|  |
| --- |
| **４５０１．ＡＷＢ予備情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＡＷ | ＡＷＢ予備情報登録 |

１．業務概要

航空機の到着前にＡＷＢ情報を事前に仮登録する。また、１到着便に対しての分割入力も可能である。

なお、本業務は入力された到着便名に対して「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務または「ＡＷＢ情報訂正（ＣＡＷ）」業務（以下、ＡＷＢ情報登録業務という。）が行われるまでは随時入力が可能である。

（１）登録の場合

ＡＷＢ予備情報の登録を行う。

（２）訂正の場合

本業務により登録されたＡＷＢ予備情報に対し、訂正を行う。

（３）削除の場合

本業務により登録されたＡＷＢ予備情報に対し、削除を行う。

２．入力者

航空会社

３．制限事項

①１業務で入力可能なＡＷＢ件数は、最大１０件とする。

②１到着便で登録可能なＡＷＢ件数は、最大５００件とする。

③スプリットの登録は、最大３０便とする。

④１ＡＷＢで登録可能な到着空港数は、最大５空港とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力された到着便名に対して既に本業務が行われている場合は、その利用者と本業務の入力者が同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）ＡＷＢ番号チェック処理

入力されたＡＷＢ番号が以下の条件を満たす場合は、チェックを行う。

①ＡＷＢ番号が１０桁または１１桁で、かつ一連番号部（４～９または１０桁目）が数字である。

②本業務によりチェックデジット・チェック不要の旨が入力されていない。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を７で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ａ ｂ ｃ

ａ：プリフィックス部（３桁）

ｂ：整数の一連番号部（６～７桁）

ｃ：チェックデジット（１桁）

ｂ÷７＝α余りβ

β＝ｃ（β≠ｃはエラー）

図　チェックデジット有りのＡＷＢ番号構成

（４）輸入便情報ＤＢチェック

（Ａ）登録の場合

入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在する場合は、ＡＷＢ情報登録業務が行われていないこと。

（Ｂ）訂正、削除の場合

①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務が行われていないこと。

③入力されたＡＷＢ番号が登録されていること。

（５）輸入貨物情報ＤＢチェック

（Ａ）登録または削除の場合で、入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報ＤＢが存在する場合は、以下のチェックを行う。

①ＨＡＷＢでないこと。

②ＵＬＤでないこと。

③「貨物取扱登録（改装・仕分）（ＣＨＳ）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

④「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（ＯＩＮ）」業務がされている場合は、航空貨物として登録されていること。

⑤入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務が行われていないこと。

⑥登録の場合、入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。

⑦削除の場合、入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

⑧削除の場合、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）で輸入許可となった貨物を除く。

⑩貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）が行われている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物であること。

⑪貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）が行われている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物、マル仮貨物（ＵＬＤは除く）、国内向け機移し貨物（ＵＬＤは除く）、システム内他空港向一括保税運送貨物（ＵＬＤは除く）であること。

⑫貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告起動後または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告起動後の場合、本申告にてエラーとなっていないこと。

・輸入許可がされていること。

（Ｂ）訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②ＨＡＷＢでないこと。

③ＵＬＤでないこと。

④ＣＨＳ業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

⑤ＯＩＮ業務が行われている場合は、航空貨物として登録されていること。

⑥入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務が行われていないこと。

⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

⑧貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）は除く）がされていないこと。ただし、到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）で輸入許可となった貨物を除く。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸入便情報ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

（ａ）入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入便情報を作成する。

②ＡＷＢ予備情報を登録する。

③ＡＷＢ予備情報登録が行われた旨を登録する。

（ｂ）入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在し、かつ入力されたＡＷＢ番号に対するＡＷＢ予備情報が存在しない場合は、以下の処理を行う。

①ＡＷＢ予備情報を登録する。

②ＡＷＢ予備情報登録が行われた旨を登録する。

（Ｂ）訂正の場合

ＡＷＢ予備情報の訂正を行う。

（Ｃ）削除の場合

ＡＷＢ予備情報の削除を行う。

（３）輸入貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

（ａ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入貨物情報を作成する。

②ＡＷＢ予備情報を登録する。

③ＡＷＢ予備情報登録が行われた旨を登録する。

（ｂ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在し、かつ入力された到着便名に対するＡＷＢ予備情報が存在しない場合は、以下の処理を行う。

①ＡＷＢ予備情報を登録する。

②ＡＷＢ予備情報登録が行われた旨を登録する。

③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の登録がされたＡＷＢについて、本申告起動前に、本業務により以下のいずれかの旨を入力した場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

・スプリット貨物である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港における、到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物、マル仮貨物または国内向け機移し貨物である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物で、かつ申告時に登録した個数、重量、到着便名、入港年月日及び取卸港と異なる内容である。

（Ｂ）訂正の場合

ＡＷＢ予備情報の訂正を行う。

（Ｃ）削除の場合

ＡＷＢ予備情報の削除を行う。

（４）重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×０．４５３５９

（１ポンド＝０．４５３５９キログラムとする）

②端数処理

小数点以下第２位を切り上げ、小数点以下第１位が５以下の場合は５とし、６以上の場合は整数位１位へ切り上げ、小数点以下第１位は０とする。

（例）　１０．４６→１０．５

１０．５６→１１．０

（５）本申告自動起動処理

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の旨が登録されている場合で、後述の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢ番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

（Ａ）ＡＷＢの自動起動

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の登録がされ、かつ以下の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

①スプリット貨物でない。

②申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務がされ、かつ到着空港揚貨物として登録されている。

（Ｂ）ＨＡＷＢの自動起動

ＡＷＢに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の登録がされているＨＡＷＢが存在する　旨が登録されている場合で、前述のＡＷＢの自動起動の条件を満たし、当該ＨＡＷＢが仮陸揚貨物でない場合は、当該ＨＡＷＢに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

なお、入力されたＡＷＢについて、上記ＨＡＷＢの自動起動条件を満たし、かつ以下のいずれか　の条件を満たした場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

①「ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ）」業務、「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務、「貨物確認情報訂正（ＣＰＫ）」業務またはＯＩＮ業務が行われている。

②本業務またはＡＷＢ情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

・運送種別が不明である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の到着便情報が登録されている。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |